

看護師

修学奨学金制度のしおり



雄博会 修学奨学金制度について

この制度は、看護師を養成する看護専門学校、あるいは短期大学・看護大学等に進学・在学する人で、卒業・資格取得後、特定医療法人 雄博会 において就業をしようとする人に奨学金を貸与することにより、修学を助成することを目的としています

雄博会は、あなたの就学及び就業を応援します

特定医療法人 雄博会

特定医療法人 雄博会 修学奨学金制度の概要

*佐世保市修学資金貸与支援事業あり

区 分	内 容
対 象 者	卒業後、特定医療法人雄博会に常勤看護師として従事できる人
貸 与 要 件	看護師を養成する専門学校・短期大学・大学に在学する人
貸 与 月 額	月額 50,000 円（年額 600,000 円）
貸 与 期 間	養成校の正規の修学期間が終了する月まで
貸 与 方 法	本人口座振込
奨学金の返済 について	資格を取得し、常勤看護師として雄博会に継続して勤務し、在職期間が貸与期間に達した場合等は、その債務の全額を免除します。ただし、佐世保市修学資金貸与支援事業に該当する場合に限りです。なお、中途退学など資格が取得できない時などは、一括返済となる場合がありますので、ご注意ください。
返 還 の 免 除	常勤看護師として雄博会に継続して勤務し、在職期間が貸与期間に達した場合等は、その債務の全額を免除します。

奨学金返済と免除について

貸与期間	貸 与	返 済	
	総 額	返済額	勤務期間
1 年間	600,000 円	0 円	1 年
2 年間	1,200,000 円	0 円	2 年
3 年間	1,800,000 円	0 円	3 年
4 年間	2,400,000 円	0 円	4 年

- * 佐世保市修学資金貸与支援事業とは
修学資金の返済を免除する事業を行う病院に対し、費用の一部を補助する制度です
- * 同支援事業が該当しない場合には、貸与額の 30%の返済が必要となる場合等があります（佐世保市の予算や奨学金希望者の人数によります）



特定医療法人 雄博会 修学奨学金制度の概要

*佐世保市修学資金貸与支援事業なし

区 分	内 容
対 象 者	卒業後、特定医療法人雄博会に常勤看護師として従事できる人
貸 与 要 件	看護師を養成する専門学校・短期大学・大学に在学する人
貸 与 月 額	月額 50,000 円（年額 600,000 円）
貸 与 期 間	養成校の正規の修学期間が終了する月まで
貸 与 方 法	本人口座振込
奨学金の返済 について	資格を取得し、毎月一定金額を返済（給与より控除）します。 ただし、中途退学、資格試験不合格等時には一括返還となりますので、ご注意ください。
返 還 の 免 除	常勤看護師として雄博会に継続して一定期間勤務し、一定金額返還した場合において、残額を免除します。

奨学金返済と免除について

貸与年数	貸与月額	貸与総額	返済月額	返済期間	免除総額
1年間	50,000 円	600,000 円	7,500 円	2年	420,000 円
2年間	50,000 円	1,200,000 円	7,500 円	4年	840,000 円
3年間	50,000 円	1,800,000 円	9,000 円	5年	1,260,000 円
4年間	50,000 円	2,400,000 円	12,000 円	5年	1,680,000 円



☆ 奨学金の貸与を受ける前にもう一度確認していただきたいこと

本制度は、看護師の修学を助成する貸与ではありますが、貸与金の返還が免除される条件を満たさない場合は、一括返還となります

① 卒業後、当会において就業できるか

(国家試験に合格し常勤看護師として就業すること)

② 免除に必要な期間(返済期間)、当会に勤務することができるか

以上①及び②の条件を十分に考慮した上で、申請下さい

【問合せ先】

〒 8 5 7 - 0 0 2 6 長崎県佐世保市宮地町5番5号
TEL : 0 9 5 6 - 2 4 - 1 0 1 0
FAX : 0 9 5 6 - 2 4 - 1 0 1 5
URL : <https://www.1010hosp.or.jp>
E-mail : info@1010hosp.or.jp



特定医療法人 雄博会 千住病院
事務部長 野村 成人
労務担当 金子 陽子